

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（株式会社産業革新機構関連抜粋）

目次

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 産業活動における新陳代謝の活性化

第一節 特定新事業開拓投資事業の促進（第十条―第十四条）

第二節 事業再生の円滑化（第十五条―第三十三条）

第三節 設備導入促進法人（第三十四条―第四十八条）

第四節 事業活動における知的財産権の活用（第四十九条―第五十六条）

第三章 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等（第五十七条―第六十一条）

第四章 中小企業の活力の再生（第六十二条―第六十五条）

第五章 雑則（第六十六条―第六十九条）

附則

第三章 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等

（委員会の権限）

第五十七条 法第九十一条第一項及び第二項の経済産業省令で定める出資は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 自らの経営資源以外の経営資源を活用し、新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動を行う事業者に対するものであること。

二 その額（機構が当該特定事業活動支援の対象となる事業者に対し、当該特定事業活動支援に係る特定事業活動に関して既に出資（法第九十九条第二項ただし書の規定により経済産業大臣に意見を述べる機会を与えないで決定したものに限り。次号において同じ。）を行った場合にあつては、その既に行つた出資の額とその行おうとする出資の額との合計額）が十億円を超えないものであること。

三 その額と機構が既に行つた出資（その出資に係る株式について法第九十七条第一項第十二号の譲渡その他の処分を行つたものを除く。）の額との合計額が、九百億円を超えないものであること。

（委員会の議事録）

第五十八条 法第九十三条第八項の規定による議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 議事録は、書面又は電磁的記録（法第九十三条第九項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成しなければならぬ。

3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 委員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない委員又は監査役が委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 委員会の議事の経過の要領及びその結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する委員があるときは、当該委員の氏名

四 法第九十三条第六項の規定により委員会において述べられた意見があるときは、その意見の概要
(署名又は記名押印に代わる措置)

第五十九条 法第九十三条第九項の経済産業省令で定める措置は、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項の電子署名をいう。)とする。

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)

第六十条 法第九十四条第二項第二号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(書面をもって作られた議事録の備置き及び閲覧等における特例)

第六十一条 法第九十三条第八項に規定する議事録が書面をもって作られているときは、機構は、その書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより備え置くことができる。

2 機構は、前項の規定により備え置かれた電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示した

ものを機構の本店において閲覧又は謄写に供することができる。

附則

(施行期日)

第一条 この命令は、法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。ただし、第二章第四節の規定は、法附則

第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

一〇二 (略)

三 株式会社産業革新機構の産業革新委員会の議事録に関する規則（平成二十一年経済産業省令第三十二号）

四 (略)